

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-167280

(P2006-167280A)

(43) 公開日 平成18年6月29日(2006.6.29)

(51) Int.CI.	F 1	テーマコード (参考)
A 6 1 B 6/00 (2006.01)	A 6 1 B 6/00 350Z	4 C093
A 6 1 B 6/08 (2006.01)	A 6 1 B 6/08 309A	

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2004-366022 (P2004-366022)	(71) 出願人	000153498 株式会社日立メディコ 東京都千代田区内神田1丁目1番14号
(22) 出願日	平成16年12月17日 (2004.12.17)	(74) 代理人	100093872 弁理士 高崎 芳絵
		(72) 発明者	大池 篤弘 東京都千代田区内神田1丁目1番14号 株式会社日立メディコ内
		F ターム (参考)	4C093 AA02 CA18 CA21 EA14 FA35 FA43 FG07

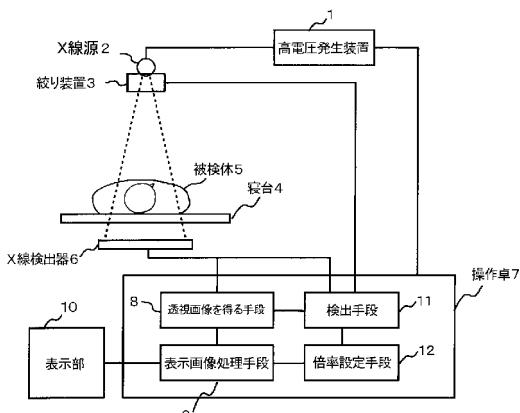
(54) 【発明の名称】 X線透視撮影装置

## (57) 【要約】

【課題】表示部の画面を効率的に使用して見やすい透視画像を映すことができるX線透視撮影装置を提供する。

【解決手段】絞り装置3におけるX線遮蔽用鉛板の制御位置検出信号とX線検出器6の検出信号とを入力してX線検出器6に対するX線照射領域を検出する検出手段11を設け、この検出手段11による検出結果に基づいてX線照射領域に対応する透視画像を表示部10へのほぼ全画面表示となるように倍率設定手段12で拡大倍率を決定し、この倍率に従って表示画像処理手段9で表示部10に例えばほぼ全画面で透視画像を表示させる。

【選択図】図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

制御位置検出信号によって動作するX線遮蔽用鉛板によりX線源からのX線照射領域を制限する絞り装置と、被検体を通過した透過X線を検出するX線検出器と、このX線検出器による検出信号に基づいて透視画像を得る手段とを備えたX線透視撮影装置において、上記X線検出器へのX線照射領域を検出する検出手段と、この検出手段による検出結果に基づいて上記透視画像の表示倍率を設定する倍率設定手段と、この設定された倍率に基づいて上記透視画像を表示する手段とを設けたことを特徴とするX線透視撮影装置。

**【請求項 2】**

請求項1に記載のものにおいて、上記倍率設定手段は、上記透視画像がほぼ全画面表示となるように拡大倍率を設定するようにしたことを特徴とするX線透視撮影装置。 10

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、X線源からのX線照射領域をX線遮蔽用鉛板によって制限する絞り装置を備えたX線透視撮影装置に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来におけるX線透視撮影装置は、固定されたX線中心を中心に上下および左右方向にそれぞれ同距離だけ移動可能なX線遮蔽用鉛板を有する絞り装置を備え、この絞り装置のX線遮蔽用鉛板の移動によって矩形形状のX線照射領域を決めていた。しかも、X線遮蔽用鉛板の移動については、X線透視撮影装置で使用する予め決められた大きさの何種類かのX線照射領域が設定されており、使用者がこれらの中から所定のX線照射領域を選択し、それを制御装置および画像処理装置等にそれぞれ伝えて領域の拡縮を行なっていた。その後、決定したX線照射領域に対してX線を曝射し、被検査体を通過した透過X線をFPD(フラットパネルディテクタ)等のX線検出器で検出し、この検出信号に基づいて透視画像を得て、これを表示部に表示するようにしている(例えば、特許文献1参照)。また、一般的な画像表示装置において、表示部に全体画像と、その一部の拡大画像を表示するようにしたものが知られている(例えば、特許文献2参照)。

**【特許文献1】特開2003-61941号公報** 30**【特許文献2】特開平7-334665号公報****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

しかしながら、従来のX線透視撮影装置では、絞り装置によってどのX線照射領域を選んだ場合でもX線照射領域の中心は同じであり、また再構成した透視画像の表示に関しては、X線検出器全面の大きさを表示部のほぼ全画面としており、X線検出器の一部だけにX線照射領域を制限した場合でもX線検出器の全体の検出信号を再構成してその結果を全画面表示とするため、表示部の一部に映像が映っているものの表示部の他の部分には何も映っていないという表示になってしまい、全体として映っている透視画像の割合が小さく見づらい表示であった。

**【0004】**

本発明の目的は、表示部の画面を効率的に使用して見やすい透視画像を映すことができるX線透視撮影装置を提供することにある。

**【課題を解決するための手段】****【0005】**

本発明は上記目的を達成するために、制御位置検出信号によって動作するX線遮蔽用鉛板によりX線源からのX線照射領域を制限する絞り装置と、被検体を通過した透過X線を検出するX線検出器と、このX線検出器による検出信号に基づいて透視画像を得る手段とを備えたX線透視撮影装置において、上記X線検出器へのX線照射領域を検出する検出手

10

20

30

40

50

段と、この検出手段による検出結果に基づいて上記透視画像の表示倍率を設定する倍率設定手段と、この設定された倍率に基づいて上記透視画像を表示する手段とを設けたことを特徴とする。

#### 【0006】

また請求項2に記載の本発明は、請求項1に記載のものにおいて、上記倍率設定手段は、上記透視画像がほぼ全画面表示となるように拡大倍率を設定するようにしたことを特徴とする。

#### 【発明の効果】

#### 【0007】

本発明によるX線透視撮影装置は、従来のように表示部の中央部に小さな透視映像が映っているものの表示部の他の部分には何も映っていないということがなくなり、表示部のほぼ全体を効率よく用いて見易い透視画像を得ることができ、しかも、X線照射領域を小さく設定しても拡大画面で見易く表示できる。10

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0008】

以下、本発明を実施するための最良の形態を図面に基づいて説明する。

図1は、本発明の一実施の形態によるX線透視撮影装置のプロック構成図である。

高電圧発生装置1にX線源2が接続され、このX線源2のX線曝射側には被検体5に対するX線照射領域を決定するよう操作卓7側に設けた駆動手段からの制御位置検出信号によって動作するX線遮蔽用鉛板を有する絞り装置3が設けられている。被検体5を載せた寝台4の下部には、X線源2から曝射されて被検体5を通過した透過X線を検出するFPD等のX線検出器6が配置されている。操作卓7には、X線検出器6の検出信号を取り込んで透視画像を得る手段8や、この手段8による透視画像を表示部10に表示する表示画像処理手段9などの種々の制御部等が構成されている。さらに操作卓7には、その要部のみを示しているようにX線遮蔽用鉛板の制御位置検出信号とX線検出器6からの詳細を後述する検出信号とを入力してX線検出器6に対するX線照射領域を検出する検出手段11と、この検出手段による検出結果に基づいてX線照射領域の透視画像を表示装置の表示部10へほぼ全画面表示となるように拡大倍率を決定する倍率設定手段12とを設けており、表示画像処理手段9は、この倍率設定手段12によって決定した倍率に基づいて透視画像を表示部10へほぼ全画面で表示するようにしている。20

#### 【0009】

通常、X線源2から曝射したX線は絞り装置3のX線遮蔽用鉛板によってX線照射領域が決定されており、被検体5を通過した透過X線をX線検出器6で検出し、透視画像を得る手段8ではX線検出器6の検出信号を取り込みこれに基づいて透視画像を得、この透視画像を表示画像処理手段9によって表示部10に表示するようにしている。このとき検出手段11は、絞り装置3のX線遮蔽用鉛板の制御位置検出信号とX線検出器6の検出信号とを入力して被検体5に対するX線照射領域を算出し、倍率を倍率設定手段12は、この算出したX線照射領域と、X線検出器6の全面で透過X線を検出して透視画像を表示部10に全画面で表示した場合のX線照射領域とを比較し、今回のX線照射領域で得られた透視画像が表示部10にほぼ全画面で表示するための倍率を算出し、表示画像処理手段9は、この表示倍率に基づいて表示部10に透視画像をほぼ全画面で表示する。30

#### 【0010】

図2は、上述したX線照射領域を検出する検出手段11として絞り装置3におけるX線遮蔽用鉛板の制御位置検出信号を用いた場合を示す要部平面図である。

X線はX線源2から放射状に拡散し、基本的に曲がることは考慮しなくて良いのでX線源2の位置と、絞り装置3の位置調整可能なX線遮蔽用鉛板13, 14の位置およびX線検出器6の位置を特定することにより、X線照射領域を算出することができる。X線源2のX線焦点20から発生したX線は、X線遮蔽用鉛板13, 14により制限され、X線束端15, 16の間にX線束として、X線検出器6の中心からM1, M2で表されるX線照射領域19に照射される。このときX線遮蔽用鉛板13, 14はX線焦点から距離L1の40

位置にX線検出器6と平行に動作するように案内部材にて支持されており、操作卓7側に設けた駆動手段からの制御位置検出信号によって制御されるリニアアクチュエータ・センサ17, 18によって所定位置まで駆動されて保持される。

#### 【0011】

このため、X線遮蔽用鉛板13, 14の位置はリニアアクチュエータ・センサ17, 18への制御位置検出信号もしくはこの制御位置検出信号により動作した後のX線遮蔽用鉛板13, 14をリニアアクチュエータ・センサ17, 18から算出したりすることができる。いずれにしても制御位置検出信号に基づいて、例えば、X線遮蔽用鉛板13, 14のX線中心からの距離H1, H2を算出することができる。X線焦点20からX線検出器6までの距離はL2であり、これらにより、X線検出器6上のX線照射領域19はX線中心からの距離でM1 = H1 × L2 / L1, M2 = H2 × L2 / L1として算出することができる。10

#### 【0012】

図3は、上述したX線照射領域19を検出する検出手段11としてX線検出器6の検出信号を用いた場合の説明図である。

ここで検出手段11は、X線検出器6からの検出信号を用いた画像処理によりX線照射領域19を検出するようにしており、X線検出器6からのデジタルデータとして取り込まれた検出信号による画像データ21を二値化し、二値化画像データ22を得る。この二値化画像データ22では、白色部分がデータのある部分となり、黒色部分がデータのない部分となる。次に、この二値化画像データ22を数値で表現して数値データ23を得る。ここで、数値データ23は二値化画像データ22における白色部分のデータのある部分は数値の「0」で、また黒色部分のデータのない部分は数値の「1」で表す。その後、数値データ23における行列の和を取った行列和データ24とし、この行列和データ24において、例えば行列の和が「8」以下の有効であるデータ部分を判別する。すなわち、X線検出器6の検出信号に基づいて画像情報の有無を判断する。20

#### 【0013】

このような検出手段11によってX線検出器6へのX線照射領域が検出されると、倍率を倍率設定手段12は、この算出したX線照射領域と、X線検出器6の全面で透過X線を検出する場合のX線照射領域とを比較し、今回算出されたX線照射領域で得られた透視画像が表示部10にほぼ全画面で表示するための倍率を算出する。今回算出されたX線照射領域がX線検出器6の全面で透過X線を検出する場合のX線照射領域と同じであれば倍率は1であり、今回算出されたX線照射領域がX線検出器6の全面で透過X線を検出する場合のX線照射領域よりも小さければ、拡大倍率となる。その後、表示画像処理手段9は、この表示倍率に基づいて透視画像を表示部10へほぼ全画面で表示する。30

#### 【0014】

このように本実施の形態によるX線透視撮影装置は、X線検出器6へのX線照射領域を直接もしくは間接的に検出する検出手段11を設け、この検出手段11の検出結果を用いて倍率を倍率設定手段12は透視画像が表示部10へほぼ全画面表示等の拡大表示となるように倍率を算出しているため、正確でかつ比較的容易にX線照射領域19を検出することができ、従来のように例えば表示部10の中心部には小さな映像が映っているものの表示部10の他の外周部には何も映っていないという表示がなくなり、X線照射領域を小さく設定しても表示部10の画面のほぼ全体を効率よく用いて見易い透視画像を表示することができる。40

#### 【0015】

また、上述したX線透視撮影装置において、透視画像を得る手段8は従来と同じものを使用して検出手段11側とは無関係に処理を行わせることもできるが、検出手段11によって検出したX線照射領域外の検出信号に基づく処理を行わないようにし、検出手段11によって検出したX線照射領域内の検出信号に基づく処理のみを行うように手段8を構成すると、手段8において処理するデータ量、例えば画像強調や補間などの画像処理における処理データ量を削減して、高速処理と補間データの削減が可能となる。50

**【 0 0 1 6 】**

上述した検出手段 11 としては他の構成を採用することもできるが、特に、X線照射領域 19 の算出のために絞り装置 3 の X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号および X 線検出器 6 の検出信号を用いて構成すると、次のような効果を期待することもできる。

**【 0 0 1 7 】**

つまり、X線透視撮影装置は様々な撮影を行なうため、X線照射領域 19 内に X 線を透過しにくい物質、例えば車椅子のフレームや鉄などが入ることが考えられる。この場合、上述した検出手段 11 での画像処理により X 線照射領域 19 を検出する方法では誤検出の恐れがある。また、X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の位置情報からの算出では装置自体のフレームの自重や荷重による変形から発生する誤差への対応が難しい。例えば、患者の体重がそれ違うし、X線透視撮影装置には動作軸が多いため荷重による変形パラメータが多く対応が難しい。

10

**【 0 0 1 8 】**

そこで、上述した X 線検出器 6 への X 線照射領域を検出する検出手段 11 として、X 線照射領域 19 の算出のために絞り装置 3 の X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号と、X 線検出器 6 の検出信号とを併用して用いることにより、X 線を透過しにくい物質が X 線照射領域内に存在したり装置の変形が生じても誤検出がなく、より精度の高い X 線照射領域 19 の情報を得ることができる。この場合の検出手段 11 の動作を図 4 に示したフローチャートを用いて説明する。

20

**【 0 0 1 9 】**

先ず、ステップ S 1 で上述した絞り装置 3 における X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号に基づく画像位置と、上述した検出手段 11 に入力する X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置とをそれぞれ計算し、両者を比較する。ステップ S 2 においてこれら両者の差が所定値、例えば 1 mm 以上あるか否かを判断し、差が 1 mm 以内の場合はステップ S 3 で上述した検出手段 11 に入力する X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置を使用して、その後の処理を行う。

20

**【 0 0 2 0 】**

しかし、ステップ S 2 の判定で両者の差が 1 mm 以上ある場合、ステップ S 4 で X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置の外側に X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号に基づく画像位置があるか否かを判定する。この判定の結果、ないと判断された場合はステップ S 3 で上述した検出手段 11 に入力する X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置を使用して、その後の処理を行う。

30

**【 0 0 2 1 】**

一方、ステップ S 4 の判定の結果、X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置の外側に X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号に基づく画像位置があると判断された場合、ステップ S 5 で X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置に何等かの X 線吸収体が入っているとして、X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号に基づく画像位置が X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置の外側になっている部分では、X 線遮蔽用鉛板 13, 14 の制御位置検出信号に基づく画像位置を使用する。またその他の部分では X 線検出器 6 の検出信号に基づく画像位置を使用して、その後の処理を行う。つまり、倍率設定手段 12 は、今回の X 線照射領域で得られた透視画像が表示部 10 にほぼ全画面で表示するための倍率を算出し、表示画像処理手段 9 は、この表示倍率に基づいて表示部 10 にほぼ全画面で表示する。

40

**【 0 0 2 2 】**

また実際の表示部 10 では、今回のほぼ全画面表示の透視画像のみを表示することもできるが、今回のほぼ全画面表示の透視画像と、表示部 10 の角部に直前の全体画像を縮小して同時に表示することもできる。この場合、検出手段 11 によって検出した X 線照射領域を拡大表示しても、全体としての位置関係を両画像の比較からより理解することができる。また、表示部 10 に画面上のタッチボタンを表示して設け、このタッチボタンの操作を行ったときに、倍率設定手段 12 で算出した倍率に基づいて表示画面処理手段 9 が作動

50

して表示部 10 にほぼ全画面表示にするようになると、このタッチボタンの操作までの間は従来と同様の表示を行わせることもできる。

【0023】

また本発明による X 線透視装置は、倍率設定手段 12 で算出した倍率に基づいて表示画面処理手段 9 は透視画像が表示部 10 にほぼ全画面表示にするようにしたが、必ずしも全画面にする必要はなく拡大表示であればほぼ同様の効果を得ることができる。さらに、本実施の形態では拡大表示について説明したが、サムネイル表示などの縮小画像を編集する場合にも利用することができる。

【産業上の利用可能性】

【0024】

本発明による X 線透視装置は、上述した構成のものに限らず他の構成のものにも適用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図 1】本発明の一実施の形態による X 線透視装置を示すブロック構成図である。

【図 2】図 1 に示した X 線透視装置の絞り装置における X 線遮蔽用鉛板の制御位置検出信号に基づいて X 線照射領域を検出する構成を示す拡大平面図である。

【図 3】図 1 に示した X 線透視装置の X 線検出器 6 の検出信号に基づいて X 線照射領域を検出する構成を示す説明図である。

【図 4】図 1 に示した X 線透視装置の X 線照射領域を検出する他の構成を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0026】

2 X 線源

3 絞り装置

6 X 線検出器

9 表示画像処理手段

10 表示部

11 検出手段

12 倍率設定手段

13, 14 X 線遮蔽用鉛板

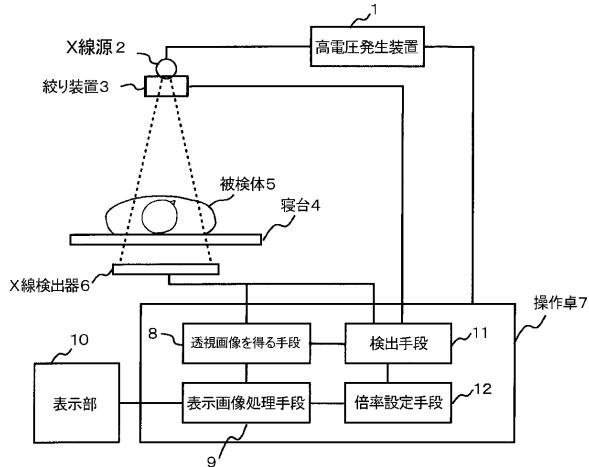
19 X 線照射領域

10

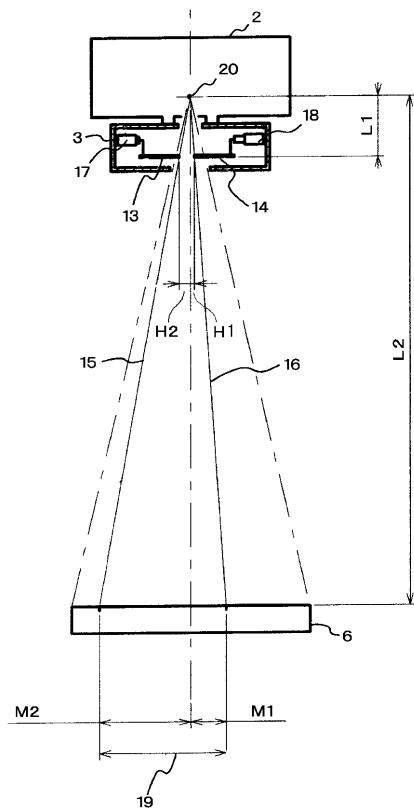
20

30

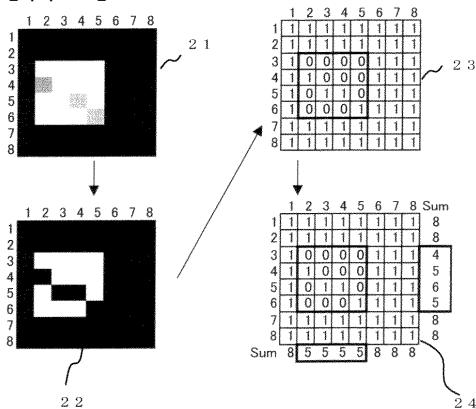
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

